

人材確保統括官
各 部 長 殿
総合情報図書館長
各 学 群 長

防衛大学校長

防衛大学校災害対策計画について（通達）

改正 平成30年3月30日防大総第346号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。
なお、防大総第1095号（昭19. 8. 23）は廃止する。

記

（目的）

第1条 この通達は、大規模地震（マグニチュード7以上、震度6（弱）以上）によって災害が発生した場合及び災害の発生が予想される場合における、防衛大学校（以下「防大」という。）の初動対処の準拠を定めるものである。

（定義）

第2条 この通達において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害対策本部長等 幹事、訓練部長、総務部長、防衛学教育学群長、教務部長、先端学術推進機構長及び総合情報図書館長をいう。
- (2) 救援活動 震災発生から救援、救護、搬送及び避難誘導等を実施し、民生支援等を応急的に行う活動をいう。
- (3) 地震災害情報等 地震防災対策強化地域判定会（気象庁長官通達（気企第519号。54. 8. 7）。以下「判定会」という。）の招集情報、大規模地震特別措置法第9条に規定する警戒宣言の発令情報及びその他地震に係る情報をいう。

(基本方針)

第3条 地震災害情報等の入手又は地震災害発生に伴い、速やかに非常勤務態勢に移行し、災害対策計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）が策定した災害対策細部計画（以下「細部計画」という。）に基づく活動を行うことを基本方針とする。

(非常勤務態勢)

第4条 非常勤務態勢（非常勤務態勢の区分、非常勤務における指揮組織・任務等（災害対策本部を含む。））は、細部計画に示すとおりとし、地震災害情報等に応じて所要の非常勤務態勢に移行し、災害対策本部を開設するものとする。

- 2 災害対策本部の本部長は、幹事とする。
- 3 災害対策本部長等は、各種事態に対処する。
- 4 災害対策本部は、原則として本部庁舎1階大会議室に開設する。

(地震災害情報等の受領責任者)

第5条 災害対策本部が開設される以前における地震災害情報等を報道機関及び地方公共団体等から受領する責任者（以下「受領責任者」という。）は、総務課長とし、勤務時間外は、学校本部当直とする。

- 2 受領責任者が前項に掲げる情報を得た場合又は受領責任者が不在等の理由により、他の職員が前項に掲げる情報を得た場合は、細部計画の非常勤務態勢の発令（解除）者に連絡するものとする。

(施設等の安全対策)

第6条 地震災害情報等の入手に伴い、非常勤務態勢の発令があった場合、関係各課等は、細部計画に示す発震前の対処活動を行うものとする。

(災害対策訓練)

第7条 災害対策訓練は、毎年度1回12月初旬を基準として実施する。

(各部等計画の教育訓練)

第8条 総務部長、教務部長、訓練部長、先端学術推進機構長、総合情報図書館長及び各学群長は、平常時から細部計画に基づき、各人の任務・行動要領等について教育訓練を実施するとともに、地震に対する知識教育を実施する。

(地方自治体等との連携)

第9条 本災害対策計画の運用に際しては、横須賀市地域防災計画、各近隣町内会等の防災計画等と齟齬を来たさないことが必要とされることから、当該地方自治体等と密な調整を実施し、連携して対応を図るものとする。

(検討委員会の設置)

第10条 本通達の適正な運用を期するために、防大に検討委員会を設置する。

2 検討委員会の設置要綱は、第4条に定める災害対策本部の編成を基本として、細部については、総務部長が別に定めるものとする。

3 検討委員会の委員長は、幹事とする。

4 検討委員会の庶務は、総務部総務課が行うものとし、訓練部訓練課がこれを支援するものとする。

(検討委員会の任務)

第11条 検討委員会は、本通達の目的及び基本方針のもと、次の事項を実施する。

(1) 細部計画の策定、見直し

(2) 災害対策訓練の実施計画の作成

(3) その他災害対策計画に関して必要とされる事項

(委任規定)

第12条 この通達に定めるもののほか、本通達の運営に関し必要とされる事項は、幹事が定める。